

4月消費税率8%施行

4月1日より消費税率が8%となりました。

8%の適用は、原則、商品などを引き渡した時です。

3月に契約または予約していても、4月以降に商品の引き渡し、および支払いがあれば税率は8%(経過措置の特例は除く)となります。

しかし、経過措置で4月以降の支払でも旧税率(5%)が適用になる場合もありますので、経理処理に注意が必要です。

工事の請負等、建物の建築など請負契約に基づく工事および製造等について、契約が平成25年9月30日までに行為され、その契約に基づく資産等の引き渡しが施行日以後に行われるものは5%の税率が適用されるのはよくご存じだと思います。

この場合、5%の適用の経過措置を受ける業者は、書面により相手方へ通知する義務があります。

平成25年9月30日までに締結された賃貸などの資産の貸付においても、契約において金額が定められており、その金額が変更できず、契約期間に解約もできないなどの要件を備えた場合も同様です。

以上のように、平成25年9月30日までに契約が締結されたものの経過措置の他、電気料金、ガス料金、水道料金やリース取引についても注意が必要です。

電気料金等

通常4月以降の電気料金等は8%の適用ですが、料金の決定が決められた検針日等に数量を計算して計算されます。

3月31日までの使用量と4月以降検針日までの使用量を区分することができないため、施行日(4月1日)から4月30日までに検針等で料金の決定した料金は5%の適用となります。

5月1日以後の検針日で料金が確定する水道料金については5%と8%を案分する必要があります。

リース取引等

施行日前に開始したリース取引は5%の税率の適用となります。

売上の返品、値引き等

施行日以前に仕入をしたものの、施行日以後の返品、値引き等については原則として5%の税率が適用されます。

以上のように4月以降の支払いについての経理処理でも5%の適用がありますのでご注意ください。

次ページでは、同じく4月1日より改正された印紙税についてです。

印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

平成 26 年 3 月 31 日まで、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

(注)

1. 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。
「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。
2. 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先